

(別表)

当事者の主張

番号	記事の内容	原告の主張				被告の主張
		摘示事実	社会的評価の低下	摘示事実が真実に反すること	被告の主張に対する反論	
①	茨城守谷市長の「黒すぎる市政」に地方自治法違反疑惑	原告の茨城県守谷市長としての市政が「黒すぎる」旨の事実	一般人をして原告が不正に手を染めた政治家との印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。	実際には「黒い」ところは全くなく、クリーンであるから、真実に反する。	これらの記述は、本件各記事が疑惑の対象であるとする原告の「地方自治法違反事実」、「官製談合を行った事実」、「守谷市政治倫理条例違反事実」等の事実が確実であることを印象付けるものであり、本件各記事が事実を摘示したものであることは明白である。 仮に論評に該当するとしても、かかる論評が前提とする事実はいずれも真実ではない。さらに、これらの記述は、何らの根拠もなく原告をひぼうするものであり、論評の範囲を逸脱している。	当該記述は、抽象的な記述にすぎず、原告に関する特定の具体的な事柄を摘示する記述ではなく、原告の法益を侵害しない。
		原告の茨城県守谷市長としての市政に地方自治法違反疑惑が存在するとの事実	一般人をして原告が違法行為に手を染めた政治家であるとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。	実際には「地方自治法違反疑惑」は存在しないから、真実に反する。		「疑惑」という表現から明らかなとおり、本件記事が守谷市政に関する論評記事を記述したことを明らかにした見出しであり、原告に関する具体的な事柄を記述したものではない。
②	地方の殿様の闇	原告が「闇」を抱えた「地方の殿様」である旨の事実	一般人をして原告が不正に手を染めた政治家との印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。	実際には、「闇」を抱えたわけでもなく、「地方の殿様」でもないから、真実に反する。		原告に関する具体的な事実を摘示する記述ではなく、原告の法益を侵害しない。
③	自らのオーナー企業で市の公共事業を次々と落札	原告が、自らのオーナー企業で市の公共事業と次々と落札している旨の事実	一般人をしてあたかも原告が市政を私物化し、自らの会社に公共事業を受注させることにより私利を得ているかのように誤解させるものであり、原告の社会的評価を低下させる。	「オーナー企業」でもなければ、「市の公共事業を次々と落札」しているわけでもないから、真実に反する。	本件各記事全体において、原告が守谷市政治倫理条例に違反し、かつ官製談合を行っていることを摘示していることと併せて読めば、原告の社会的評価を低下させる。	市の公共事業を落札したという事実は、原告の社会的評価を低下させる記述ではない。
④	「守谷市の市政運営が真っ黒であることは、市議会の関係者なら誰でも知っている『公然の秘密』です。にもかかわらず誰も糾弾しないのは、市議会議員のほとんどが、市長派だから。そのため、市長はやりたい放題。まさに『地方の殿様』ですよ」(守谷市議会関係者)	原告による「守谷市の市政運営が真っ黒である」旨の事実及び原告による守谷市政に「公然の秘密」が存在する旨の事実	一般人をして原告が不正に手を染めた政治家との印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。	市政運営は真っ黒でもなければ、公然の秘密でもないから、真実に反する。	これらの記述は、本件各記事が疑惑の対象であるとする原告の「地方自治法違反事実」、「官製談合を行った事実」、「守谷市政治倫理条例違反事実」等の事実が確実であることを印象付けるものであり、本件各記事が事実を摘示したものであることは明白である。 仮に論評に該当するとしても、かかる論評が前提とする事実はいずれも真実ではない。さらに、これらの記	原告に関する特定の具体的な事実を摘示する記述ではなく、原告の法益を侵害しない。
		原告が、守谷市政において「やりたい放題」している「地方の殿様」である旨の事実	一般人をしてあたかも原告が市政を私物化し、公共事業から私利を得ているかのように誤解させるものであり、原告の社会的評価を低下させる。	実際には原告は堅実に市長職務を務めており、やりたい放題でもなければ地方の殿様でもないから、真実に反する。		

⑤	茨城県南部に位置する人口約 6 万 6 0 0 0 人の小さな町、守谷市。東洋経済新報社が全国 8 1 3 の都市から選ぶ「住みよさランキング」上位常連のこの長閑（のどか）な町にいま、重大な疑惑が浮上している。 疑惑の「主人公」は他でもない。現職の市長である D 氏（6 2）だ。D 氏は同志社大を卒業後、’ 0 0 年に守谷市議会議員に当選。’ 1 2 年から 4 年にわたり市議会議長を務め、’ 1 6 年 1 1 月 2 0 日の選挙で市長に就任した。	守谷市政に重大な疑惑が浮上しており、かつ、疑惑の「主人公」が原告である旨の事実	守谷市政に「重大な疑惑が浮上している」との事実を摘示することにより、一般人をして原告が市政運営において不正を犯しているとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。	実際には、原告の市政運営には何らの疑惑もないから、真実に反する。	述は、何らの根拠もなく原告をひぼうするものであり、論評の範囲を逸脱している。	原告の社会的評価を低下せしめる、何がしかの具体的な事実を摘示していない。
			原告が「疑惑の主人公」であるという事実を摘示することにより、一般人をして原告が不正に手を染めた政治家との印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。	実際には、原告に疑惑は存在しないから、真実に反する。		
⑥	今回、市議会関係者らの証言で明らかになったのは、D 氏による公共事業入札における不正。	市議会関係者らの証言で、原告が公共事業入札において不正を行っていることが明らかになった旨の事実	一般人をして原告が不正を行っているとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させる。	実際には原告は不正を行っていないから、真実に反する。	「D 氏による公共事業入札における不正」があった旨の事実、証拠等により存否を決することが可能であるから、事実摘示に該当し、かかる事実は存在しないから、真実に反する。 論評であるとしても前提事実が真実ではないし、論評として許容される範囲を超えている。	本件各記事全体における論評の趣旨を端的に記した記述にすぎず、この記述は記事全体と一体となって読まれるもので、一般読者においてこの記述だけ独立して受け止められるものではない。 本件論評は前提事実に基づく相当なものである。
⑦	D 氏は市議会議長だった’ 1 2 年～’ 1 6 年の間に、自身が筆頭株主を務めるオーナー企業『D 工業』で、1 4 件もの公共事業を受注していたのだ。そのうち 9 件は 9 5 % 以上という異常な落札率で、受注総額は 1 3 億円にも及ぶ。	原告が市議会議長だった平成 2 4 年から平成 2 6 年までの間に、原告が筆頭株主を務めるオーナー企業『D 工業』で、1 4 件もの公共事業を受注しており、そのうち 9 件は 9 5 % 以上という異常な落札率で、受注総額は 1 3 億円にも及ぶ旨の事実	一般人をしてあたかも原告が市政を私物化し、自らの会社に公共事業を受注させることにより私利を得ているかのように（議長職と公共事業の落札率に因果関係があると）誤解させるものであり、原告の社会的評価を低下させる。 また、「異常な落札率」という事実を摘示することにより、議長職と公共事業の落札率に因果関係があると	実際は、D 工業は原告の「オーナー企業」ではないし、議長職と公共事業の落札率に因果関係はないから、真実に反する。落札率は他社比較で特に高率というわけでもなく、また、もともと予定価格が低額であるため落札率が高くなっているにすぎず、異常ではないから、真実に反する。	D 工業は原告の「オーナー企業」ではなく、議長職と D 工業による公共事業の落札率に因果関係がない上、9 5 % 以上の落札率についても、守谷市における公共事業発注の仕組みに照らし、他社と比較して異常に高いことはないから、真実に反する。	当該記述の内容は真実である。

			誤解させるものであり、原告の社会的評価を低下させる。			
⑧	「D工業は売上高25億円、Dさんの父親が創業した市内トップクラスの土建業者で、Dさん自身も78年から社長を務めていました。議員になってからは社長を退きましたが、依然として株は持ち続けていた。昨年10月の時点で、Dさんの持ち株は33.3%。残りのほとんども、妻や息子など一族が所有していました」（D工業関係者） 市長および市議会議員が、自身が実質的に経営に携わっている企業で市の公共事業を受注することは、守谷市の政治倫理条例によって明確に禁じられている違反行為だ。	原告が、市長又は市議会議員であるにもかかわらず、自身が実質的に経営に携わっている企業で守谷市の公共事業を受注しており、守谷市の政治倫理条例違反行為を行っている旨の事実	一般人をして原告が違法行為に手を染めた政治家との印象を与え、社会的評価を低下させる。	政治倫理条例に違反しておらず、真実に反する。	「原告が、市長又は市議会議員であるにもかかわらず、自身が実質的に経営に携わっている企業で守谷市の公共事業を受注しており、守谷市の政治倫理条例違反行為を行っている」があった旨の事実は、証拠等により存否を決することが可能であるから、事実摘示に該当し、かかる事実は存在しないから、真実に反する。 論評であるとしても前提事実が真実ではないし、論評として許容される範囲を超えている。	当該記述の内容は真実であり、論評は前提事実に基づき相当である。
⑨	さらに、落札率95%以上という点にも、重大な疑義があるという。「官製談合をしなければこの数字は出ません。何らかの形で、不正に入札に関与した可能性は極めて高い」（公共事業論が専門の法政大学名誉教授・H氏） D氏が市長に就任した後も、D工業は2件の公共事業を受注。そのうちの一つは、落札率100%という通常では考えられない数字だ。	D工業の落札率である、95%以上という数字は、官製談合をしなければ出ない数字であり、原告が「何らかの形で不正に入札に関与した可能性は極めて高い」旨の事実	一般人をして原告が違法行為に手を染めた政治家との印象を与え、社会的評価を低下させる。	原告が官製談合を行うなど不正に入札に関与した事実はないから、真実に反する。実際のところ、落札率は他社比較で特に高率というわけではないし、落札率が高いのは、もともとの予定価格が低額であることが原因である。	これらの記述は、本件各記事全体の文脈からすれば、えん曲に疑惑の対象とされた事実が確実であることを印象付けることで、「原告が、D工業の落札率を高めるため官製談合を行っている等不正に入札に関与している」旨の事実を摘示するものであり、かかる事実は、証拠等により存否を決することが可能であるから、事実摘示に該当し、かかる事実は存在しないから、真実に反する。 論評であるとしても前提事実が真実ではないし、論評として許容される範囲を超えている。	当該記述の内容は真実であり、論評は相当である。
⑩	市長就任後もD工業の株を手放していないのであれば、地方自治法に抵触する可能性もあるとい	原告が市長及び議員による兼業を禁じる地方自治法の脱法行為を行っている旨の事実及	一般人をして、原告が地方自治法に違反している旨の印象を与え、原告の社会的	原告が地方自治法に違反した事実はないから真実に反する。なお、原告は市長就任	地方自治法92条の2は、地方公共団体の議会の議員に対して株式を保有することを禁じるものではないか	当該記述の内容は真実である。

	う。 「同法は市長および議員による兼業を禁じていますから、明らかな脱法行為です。議員が同様のことをやっているケースは稀（まれ）にありますが、市長自らがやっているのは前代未聞です」（前出・H氏）	びそれが前代未聞である旨の事実	評価を低下させる。	後、D工業の株式を第三者に譲渡しており、いずれにせよ真実に反する。	ら、「市長就任後もD工業の株を手放していないのであれば、地方自治法に抵触する可能性もある」との記載は真実に反する。 また、これらの記述は、本件各記事全体の文脈からすれば、「守谷市長自らが地方自治法において禁止されている兼業等の地方自治法に違反する明らかな脱法行為」を行っている旨の事実を摘示するものであるところ、原告が地方自治法に違反している事実はないから、真実に反する。	
⑪	D氏がその立場を利用し、自らの懐（ふところ）にカネが入る仕組みを長きにわたり築いていたと言われても仕方ないのではないか。本誌が守谷市に問い合わせると、D市長は記者を市役所に呼び、こう語った。	原告が自らの立場を利用し、自らの懐にカネが入る仕組みを長きにわたり築いてきた旨の事実	一般人をしてあたかも原告が市政を私物化し、自らの会社に公共事業を受注させることにより私利を得ているかのように（議長職と公共事業の落札率に因果関係があると）誤解させるものであり、原告の社会的評価を低下させる。	実際には、そのような事実はないから、真実に反する。	本件各記事全体の文脈からすれば、「原告が自らの立場を利用し、自らの懐にカネが入る仕組みを長きにわたり築いてきた」旨の事実を摘示するものであり、かかる事実は証拠等により存否を決することが可能であるから、事実摘示に該当し、かかる事実は存在しないから、真実に反する。 論評であるとしても前提事実が真実ではないし、論評として許容される範囲を超えている。	記事中に摘示した事実を前提として編集部の意見・感想が開陳されたものである。
⑫	「D工業の株を所有していたことは事実です。8年ほど前に父が亡くなり、相続しました。ただ、経営に関与していなかったため、条例違反という認識はありません。また、市長就任後、11月30日付で株はすべて売却しています。金額は200万円ほどだったと記憶しています」 公共事業は言わずもがな、市民の税金によって行われている。はたして6万人の守谷市民は、D市長のこの「言い訳」に納得するだろうか。	原告が、被告の問い合わせに対して「言い訳」を述べた旨の事実	原告が「言い訳」を述べているとの事実を摘示し、あたかも原告が不正又は違法行為を犯しながら、言い訳を述べているとの誤解を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。	実際には、原告の説明は全て事実であって何ら言い訳ではないから、真実ではない。	本件記事全体の文脈からすれば、「原告が不正行為又は違法行為を行いながら、被告の取材に対して、言い訳を述べて責任を逃れようとしている」旨の事実を摘示するものであり、かかる事実は証拠等により存否を決することが可能であるから、事実摘示に該当し、かかる事実は存在しないから、真実に反する。 論評であるとしても前提事実が真実ではないし、論評として許容される範囲を超えている。	原告の主張内容を引用したものであり、疑義を呈する論評は相当である。

